

## 議運世話人会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）第113条の2第4項の規定に基づき、議運世話人会の組織及び運営について定めることを目的とする。

2 議運世話人会は、一般選挙後、議会運営委員選任までの間、議会の円滑な運営を図るため、会派間の意見調整等を行う。

(構成等)

第2条 議運世話人会は、所属議員数4人以上の会派に所属する15人の議員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、原則として各会派の所属議員数に応じて割り振る。

3 委員は、各会派の推薦に基づき、団長協議会において選任する。

(座長及び副座長)

第3条 議運世話人会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、議運世話人会を開閉し、議事を整理し、秩序を保持し、議運世話人会を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を行う。

(招集等)

第4条 議運世話人会は座長が招集する。ただし、座長及び副座長を互選する議運世話人会は、団長協議会において開催日を決定した上で、議会局長が招集する。

2 議運世話人会は、8人以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要と認めるときは、執行機関に対し、関係者の出席を求めることができる。

(委員外議員の出席)

第5条 委員を選出するにいたらない会派は、オブザーバーとして1人を議運世話人会に出席させることができる。ただし、発言は議運世話人会の許可を得なければならない。

(公開等)

第6条 議運世話人会は、これを公開する。ただし、議運世話人会は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

2 議運世話人会の傍聴については、議会運営委員会の例による。

(記録)

第7条 議運世話人会の記録を作成する。

2 記録には、座長及び議運世話人会において定めた2人以上の委員が署名しなければならない。

3 記録の作成及び管理については、委員会記録の例による。

(事務)

第8条 議運世話人会の事務は、議会局議事課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議運世話人会の運営に関しては、議会運営委員会の例による。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。